

沖縄県教育庁測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領

制定 平成 2年4月24日

改定 平成15年4月 1日

〃 平成17年4月 1日

〃 平成19年3月22日

〃 平成25年3月26日

〃 平成26年5月 9日

(目的)

第1条 この要領は、建設工事等に関する測量、建設設計及びコンサルタント業者等（以下「コンサルタント業者等という」）の指名に必要な要領を定め、もって委託業務の適性を図ることを目的とする。

(指名基準)

第2条 委託業務の入札参加者を指名するときは、当該年度の「測量及び建設コンサルタント業務入札参加希望業者名簿」に登録されている者のうちから次に掲げる事項を留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないように指名審査会に図って指名しなければならない。

- (1) 当該業務に対する技術的適正
- (2) 会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況
- (3) 専門的技術を要する特殊業務の場合は、専門業者との技術提携の状況
- (4) 過去における成果の状況
- (5) 測量等で分筆業務を含むものについては、専任の土地家屋調査士免許取得者の有無
- (6) ボーリング調査の場合は、ボーリング機械の保有状況

(指名審査会の設置)

第3条 教育庁に指名審査会（以下「審査会」という）を置き、コンサルタント業者等の指名について調査審議する。

(審査会の構成)

第4条 審査会の構成は次のとおりとする。

2 執行する1件1,000万円以上の委託業務については、教育長、教育管理統括監、総務課長、施設課長及び当該事業の主管課長をもって審査会を構成する。

但し、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

- (1) 会長は、教育長をもってあてる。
- (2) 会長は、会務を総括する。
- (3) 会長に事故あるときは、教育管理統括監がその職務を代理する。

3 執行する1件1,000万円未満の委託業務の審査については、施設課長、施

設課技術調整監、施設課企画財産班長、施設課営繕班長及び当該主管課長をもって審査会を構成する。

- (1) 会長は、施設課長をもってあてる。
- (2) 会長は、会務を総括する。
- (3) 会長に事故あるときは、施設課技術調整監がその職務を代理する。

(指名業者数)

第5条 指名業者数は、執行する1件1,000万円以上の委託業務については、8人、1,000万円未満の委託業務については、6人を標準とする。

(準用規定)

第6条 沖縄県教育庁建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領（平成元年3月31日制定）第5条第5項、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定は、コンサルタント業者等の指名について、これを準用する。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、指名に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

この要領は、平成2年4月1日より適用する。

付則

この要領は、平成15年4月1日より適用する。

付則

この要領は、平成17年4月1日より適用する。

付則

この要領は、平成19年4月1日より適用する。

付則

この要領は、平成25年4月1日より適用する。

付則

この要領は、平成26年5月9日より適用する。